

金融サービス仲介業者向け監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>前述（I-1（1））のとおり、金融サービス仲介業者の監督の目的を達成するためには、金融サービス仲介業者の監督を行う担当課室及び財務（以下「監督部局」という。）においても、金融サービス仲介業者に対し、個々の金融サービス仲介業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。このため、金融サービス仲介業者の監督事務を行うに当たっては、まずは、各金融サービス仲介業者がどの様にしてビジネスモデルの構築や、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保、顧客保護、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各金融サービス仲介業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。経営全体を見据えた重要課題に対し、国民経済の健全な発展及び顧客保護につなげていくには、各金融サービス仲介業者が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、金融サービス仲介業者自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各金融サービス仲介業者の取組みを促していく。その上で、上記の過程で、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護上の観点から重大な問題が認められる場合や金融サービス仲介業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）第37条等に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。</p>	<p>II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>前述（I-1（1））のとおり、金融サービス仲介業者の監督の目的を達成するためには、金融サービス仲介業者の監督を行う担当課室及び財務（以下「監督部局」という。）においても、金融サービス仲介業者に対し、個々の金融サービス仲介業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。このため、金融サービス仲介業者の監督事務を行うに当たっては、まずは、各金融サービス仲介業者がどの様にしてビジネスモデルの構築や、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保、顧客保護、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各金融サービス仲介業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。経営全体を見据えた重要課題に対し、国民経済の健全な発展及び顧客保護につなげていくには、各金融サービス仲介業者が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、金融サービス仲介業者自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各金融サービス仲介業者の取組みを促していく。その上で、上記の過程で、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護上の観点から重大な問題が認められる場合や金融サービス仲介業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）第37条等に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。</p>

改正案	現行
<p>II-1-5 内部委任</p> <p>(3) 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任金融サービス仲介業者の主たる営業所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合には、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令</u>（以下「金融サービス提供法施行令」という。）<u>第47条</u>の規定により管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、当該管轄財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。なお、これらの事項に関する登録申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。</p> <p>（別紙様式III-3）</p> <p>年月日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>第14条第2項の規定に基づき通知します。</p> <p>（別紙様式IV-1）</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>第22条第1項、第4項若しくは第8項若しくは第23条第2項又は金融サービス仲介業者保証金規則第13条第6項若しくは第14条第1項の規定により供託をしたので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第1号の規定により、同条第2項第1号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>（別紙様式IV-2）</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>第22条第3項に</p>	<p>II-1-5 内部委任</p> <p>(3) 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任金融サービス仲介業者の主たる営業所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合には、<u>金融サービスの提供に関する法律施行令</u>（以下「金融サービス提供法施行令」という。）<u>第46条</u>の規定により管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、当該管轄財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。なお、これらの事項に関する登録申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。</p> <p>（別紙様式III-3）</p> <p>年月日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>第14条第2項の規定に基づき通知します。</p> <p>（別紙様式IV-1）</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律</u>第22条第1項、第4項若しくは第8項若しくは第23条第2項又は金融サービス仲介業者保証金規則第13条第6項若しくは第14条第1項の規定により供託をしたので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第1号の規定により、同条第2項第1号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>（別紙様式IV-2）</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律</u>第22条第3項に規定する契約を締結し</p>

改正案	現行
<p>規定する契約を締結したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 4 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>(別紙様式IV-4)</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 22 条第 10 項</u>又は金融サービス仲介業者保証金規則第 13 条第 7 項から第 9 項まで若しくは第 14 条の規定により保証金の全部又は一部を取り戻したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 3 号の規定により、同条第 2 項第 2 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>(別紙様式IV-5)</p> <p>5. 上記の者(登録番号〇〇財務(支)局長(金サ)第〇〇号)の保証金につき<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 22 条第 6 項</u>の権利を有する者は、令和〇年〇月〇日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第 4 号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。</p> <p>(別紙様式IV-6)</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第 27 条第 2 号</u>の規定により、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 22 条第 3 項</u>に規定する契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。</p>	<p>たので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 4 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>(別紙様式IV-4)</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律第 22 条第 10 項</u>又は金融サービス仲介業者保証金規則第 13 条第 7 項から第 9 項まで若しくは第 14 条の規定により保証金の全部又は一部を取り戻したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 3 号の規定により、同条第 2 項第 2 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>(別紙様式IV-5)</p> <p>5. 上記の者(登録番号〇〇財務(支)局長(金サ)第〇〇号)の保証金につき<u>金融サービスの提供に関する法律第 22 条第 6 項</u>の権利を有する者は、令和〇年〇月〇日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第 4 号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。</p> <p>(別紙様式IV-6)</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律施行令第 27 条第 2 号</u>の規定により、<u>金融サービスの提供に関する法律第 22 条第 3 項</u>に規定する契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。</p>

改正案	現行
<p>(別紙様式IV-9)</p> <p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第3項に規定する契約を解除(変更)したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第4号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p>	<p>(別紙様式IV-9)</p> <p>金融サービスの提供に関する法律第22条第3項に規定する契約を解除(変更)したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第4号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p>
<p>(別紙様式IV-13)</p> <p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第23条第1項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第5号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p>	<p>(別紙様式IV-13)</p> <p>金融サービスの提供に関する法律第23条第1項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第26条第1項第5号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p>
<p>(別紙様式IV-14)</p> <p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第23条第1項の規定により、保証金の一部の供託をしないこととする承認を受けたいので下記のとおり申請します。</p>	<p>(別紙様式IV-14)</p> <p>金融サービスの提供に関する法律第23条第1項の規定により、保証金の一部の供託をしないこととする承認を受けたいので下記のとおり申請します。</p>
<p>5. 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額及び供託をしないこととしようとする供託物の内容</p> <p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額</p>	<p>5. 金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額及び供託をしないこととしようとする供託物の内容</p> <p>金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額</p>

改正案	現行
<p>(別紙様式IV-15)</p> <p>2. 供託をしないことができる保証金の額及びその供託物の内容</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第 26 条に規定する保証金の額</u></p> <p>(別紙様式IV-16)</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第 29 条第 1 項第 4 号の規定により、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 23 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の解除（変更）の承認を受けたいので下記のとおり申請します。</u></p> <p>(別紙様式IV-19)</p> <p><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 23 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を解除（変更）したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</u></p>	<p>(別紙様式IV-15)</p> <p>2. 供託をしないことができる保証金の額及びその供託物の内容</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律施行令第 26 条に規定する保証金の額</u></p> <p>(別紙様式IV-16)</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律施行令第 29 条第 1 項第 4 号の規定により、金融サービスの提供に関する法律第 23 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の解除（変更）の承認を受けたいので下記のとおり申請します。</u></p> <p>(別紙様式IV-19)</p> <p><u>金融サービスの提供に関する法律第 23 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を解除（変更）したので、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。</u></p>